九　照射された前号に掲げる物質（照射された同号ニに掲げる物質であって照射直後にその表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えていたもの並びに次号及び第十一号に掲げるものを除く。）	
十一　令第三条第二号又は第三号に規定する特定核燃料物質（核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物で廃棄しようとするものを封入（圧縮して封入する場合に限る。）し、又は固型化した容器に内包されるものに限り、前号に掲げるものを除く。）	
十二　［略］	［略］

4　第一項の表第七号から第十一号までの特定核燃料物質に係る事項は、次の各号に掲げる事項とする。

5　第一項の表第十二号の特定核燃料物質に係る事項は、第二項第一号から第八号までに掲げる事項とする。

（別記）

様式（第2条関係）

注1　（略）

2　区分については、第1条第1項の表第1号及び第2号に該当する場合にあっては区分Ⅰと、同表第3号から第6号までに該当する場合にあっては区分Ⅱと、同表第7号から第11号までに該当する場合にあっては区分Ⅲと、同表第12号に該当する場合にあっては区分Ⅳと記載すること。

3　（略）

備考　表中の［　］の記載は注記である。

九　照射された前号に掲げる物質（照射された同号ニに掲げる物質であって照射直後にその表面から一メートルの距離において吸収線量率が一グレイ毎時を超えていたもの及び第十号に掲げるものを除く。）［号を加える。］	
十一　［略］	［略］

4　第一項の表第七号から第十号までの特定核燃料物質に係る事項は、次の各号に掲げる事項とする。

5　第一項の表第十一号の特定核燃料物質に係る事項は、第二項第一号から第八号までに掲げる事項とする。

（別記）

様式（第2条関係）

注1　（略）

2　区分については、第1条第1項の表第1号及び第2号に該当する場合にあっては区分Ⅰと、同表第3号から第6号までに該当する場合にあっては区分Ⅱと、同表第7号から第10号までに該当する場合にあっては区分Ⅲと、同表第11号に該当する場合にあっては区分Ⅳと記載すること。

3　（略）

告示

○総務省告示第五号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律（昭和六十三年法律第九十号）第三条第一項の規定により、衆議院議長の要請があったので、同項の規定に基づき、次の地域を政党事務所周辺地域として指定する。

平成二十九年一月十二日

総務大臣　山本　早苗

名称	公明党本部周辺地域
期間	平成二十九年一月十七日から平成三十年一月十六日まで
地域	東京都新宿区南元町 信濃町霞岳町（環状三号線（外苑東通り）の部分及び同線の東側部分に限る。） 東京都港区元赤坂二丁目（二番に限る。）北青山一丁目（六番及び七番に接する環状三号線（外苑東通り）の部分に限る。） 側端の一方のみが右の区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が右の区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点

○政治資金適正化委員会告示第一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十九年一月十二日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏名	抹消年月日	抹消事由
一二一七	近藤　圭子	二八、一二、一三	本人からの申請
三三一七	原　豊實	二八、一二、一三	本人からの申請

○政治資金適正化委員会告示第二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十九年一月十二日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	登録年月日	氏名
五一八三	二八、一二、一六	大重　雅裕
五一八四	二八、一二、一六	吉川　正
五一八五	二八、一二、一六	鈴木　哲郎
五一八六	二八、一二、一六	矢萩かほる

○法務省告示第九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十九年一月十二日

法務大臣臨時代理
国務大臣　松本　純

第二号イの表日東精工株式会社の項中「冷間鍛造、金属熱処理検査作業、産業用機械組立て作業」の下に「、転造、めっき品質管理」を加える。

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社浜崎農産	宮崎県都城市関之尾町五千八百三十六番地	耕種農業
井上潤一郎	宮崎県児湯郡川南町大字川南五千百九十九番地千百九十三	耕種農業
株式会社イチマル水産	宮崎県東臼杵郡門川町平城西三番二号	水産練り製品製造